

## ハラスメントの防止等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪広域環境施設組合職員（再任用職員、臨時的任用職員、構成市から派遣されている職員を含む。）がその能力を十分に発揮できる良好な職場環境を確保するため、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（以下これらを「ハラスメント」という。）を防止及び排除するための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) セクシュアルハラスメント

職場の内外を問わず、相手の意に反し不快にさせる、性的な関心若しくは欲求に基づく言動又は性別により役割を分担すべきとする意識若しくは性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動をいう。

(2) パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

(3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること

ア 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること

(ア) 妊娠したこと

(イ) 出産したこと

(ウ) 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかつたこと又は能率が低下したこと

イ 職員に対する妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること

(4) ハラスメントの防止及び排除：ハラスメントが行われることを未然に防ぐとともに、ハラスメントが現に行われている場合に、その行為を制止すること及びその状態を解消するための措置を講じること

(5) ハラスメントに起因する問題：ハラスメントのため職員の職場環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員が不利益な取り扱いを受けることをいう。

(事務局長の責務)

第3条 事務局長は、ハラスメントの防止及び排除に努めることにより、職員の健康確保並びに良好な職場環境形成の促進に資するように努めなければならない。

- 2 事務局長は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。
- 3 事務局長は、ハラスメントに対する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談等」という。）、当該苦情相談等に係る調査への協力、その他ハラスメントの対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は常日頃からハラスメントを行わないよう留意し、その防止等に努めることにより、職場における職員の健康確保並びに良好な職場環境形成の促進に資するように努めなければならない。

- 2 職員を管理し、または監督する地位にある職員（以下「管理監督者」という。）は良好な職場環境を確保するため、日常の執務を通じた指導により、ハラスメントに関し、職員の注意を喚起し、意識啓発に努めるなど、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。
- 3 管理監督者は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、総務課と協力し、迅速かつ適切に対処し、苦情相談等に係る問題の解決を図らなければならない。

(相談窓口及び相談員)

第5条 ハラスメントに関する苦情相談等に対応するため、本組合内に相談窓口を設置し、相談員を置く。

- 2 事務局長は、前項に規定する相談員のうちセクシュアルハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する相談員について、次の各号に掲げる者を選任する。なお、原則として、当該相談員は男性及び女性それぞれ1名ずつ選任する。

(1) 総務課長

(2) 事務局長が課長級（課長代理級を含む）のうちから適任と認める者。ただし、適任者がいない場合には、係長級で適任者を選任することができる。

- 3 事務局長は、第1項に規定する相談員のうちパワーハラスメントに関する相談員について、次の各号に掲げる者を選任する。

(1) 総務課長

(2) 総務課長代理

(相談員の職務)

第6条 相談員は、苦情相談等を受けたときは、苦情相談等の内容を記録し、相談者本人の意思を確認したうえで、総務課に報告するものとする。

2 相談員は、ハラスメントによる被害を受けた本人以外の職員（上司、同僚等）からの苦情相談等に応ずるものとする。

（対応措置）

第7条 総務課は、前条第1項の規定により報告を受けた場合には、速やかに次に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）苦情相談等に関する所属の管理監督者に対し事実確認を行うこと。
- （2）前号の管理監督者に対し助言及び指導を行うこと。

（プライバシーの保護）

第8条 相談員及びハラスメントに関する苦情相談等の処理にあたる者は、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底し、関係者が不利益な取扱いを受けないように留意しなければならない。

（附 則）

この要綱は、平成30年2月22日から施行する。

（附 則）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。